

## 生活保護制度をより豊かなものにするための意見書

昨年10月の消費税率10%への増税と長引く不況、国内外の社会経済の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響が市民の暮らしの困窮を一層深めている。この春から生活保護の利用者は急増している。今後も増加が予想される中、本来制度を利用できるはずの方が利用できていない状況にある。コロナ禍以前から捕捉率は20%と低く、今後さらに制度をより広く市民に知らせ、利用しやすくするための改善が必要と考える。制度を利用することは卑下するものでもバッシングされるものでもなく、命と暮らしを支える権利なのだという意識を高めさせる必要があると考える。

生活保護基準は2018年10月1日から引き下げられている。今後も引下げが予定されており、生活保護費は、既に2013年からの3年間だけでも平均10%と、戦後最大規模の引下げが行われている。現在の生活保護基準ではただ生きるだけの生活であり、憲法第25条で定められている「健康で文化的な最低限度の生活」とは程遠いものである。生活保護基準の引下げは利用者だけの問題ではなく、国民全体の貧困に関わる暮らしの問題である。命と暮らしを守る当然の権利として、生きる希望を持ち、人間らしい生活を保障するためにも生活保護制度は重要である。

よって、本市議会は、政府に対し、生活保護制度をより豊かなものにするため、下記の事項を求める。

### 記

- 1 生活保護基準引下げを直ちに中止し、引上げを検討すること。
- 2 生活保護を利用する権利は憲法第25条で保障された生存権として、自治体窓口での水際対策をなくし、速やかな申請受理と生活支援を進めること。
- 3 「生活保護」制度という名称ではなく、「生活保障」制度という呼び方に改めること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月24日

三鷹市議会議長 石井良司